

平成 21 年 8 月 1 日発行

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 8

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央 4 丁目 16 - 2

稚内市保健福祉センター2 階

電話 0162 - 23 - 4133

振り込め詐欺被害・1 億円以上！

稚内警察署

6 月までに北海道警察に寄せられた「振り込め詐欺」に関する相談件数は 4,040 件で、前年同期に比べ 800 件以上増加しており、被害は 124 件で、被害額は 1 億 3 千万円以上になっています。

特に、インターネットのサイト利用料などの名目での「架空請求詐欺」が多く、「日本生活支援センター」「全国生活管理センター」など存在しない公的機関を装い、「訴訟提起通告書」などと不安を煽って連絡を取らせる手口が増加しています。

詐欺の犯人は、「千件電話やハガキを出して 3 件だませれば儲けもの」と思って、無差別に電話やハガキを送っているため、誰でも被害にあう可能性があるのです。

「まさか自分のところには来ないだろう」といった思い込みはとても危険です。

稚内警察署では、金融機関等への立ち寄り警戒や街頭啓発など注意喚起を行っていますが、身に覚えのない請求がきたときは、相手に連絡をせず、まず警察へ連絡してください。

また、道内では 4 月以降、警察官等を名乗り「あなたの口座が犯罪に使用されている」等と電話をかけ、口座番号や暗証番号などの情報を聞き出したり、キャッシュカードや通帳をだまし取り、預金を引き出す被害が発生していますので、次のことにも注意してください。



口座番号、残高、暗証番号を他人に教えないこと！
キャッシュカードや通帳を他人に渡さないこと！
あやしい電話がかかってきたら、すぐに警察へ通報を！

消費生活相談員のレベルアップ研修を開催！（9 月 16 日・中頓別町）

平成 21 年度市町村消費生活相談員研修事業が、（社）北海道消費者協会の主催で開催されます。研修では消費生活相談員に必要な基礎知識と事例検討を行い、相談実務能力と相談体制のレベルアップを図ります。（宗谷支庁・環境生活課）

相談事例(稚内市消費者センター)

食品の表示 「訪問販売で米を購入した。袋にはブランド名と内容量しか記載されていない。スーパーで販売されているものには、精米日や販売業者名が記載されているのにおかしい。連絡先も分からない。」との相談があった。

容器包装した米の販売業者には、米の品名・原産地名・製造業者名などの表示義務があり、違反行為には是正措置や罰則がある。相談者には今後、販売業者が訪問した際には、業者名や連絡先を聞くことや、消費者センターに相談するよう伝えた。

ヤミ金 「借金返済に困っていた時、貸付の電話があり、勤務先や実家の連絡先を教え借り入れた。1週間ごとに借入額の半額を利息分として、それぞれ要求され2回支払った。返済のために合計3件のヤミ金より借入れ、その後毎日の請求電話があり、『勤務先に言う』と脅かされている。」との相談があった。

法外な利息での貸付や登録外業者は違法であり、支払う必要のないものであるが、勤務先や親族への影響を考え、警察への届け出と弁護士への相談を助言した。

出前講座

稚内市消費者センターは、6月27日、大黒3福栄会で、「高齢者を狙う悪質商法にご用心！」をテーマに出前講座を実施しました。悪質商法と振り込め詐欺や契約について注意しなければならないポイントを、消費生活相談員による健康食品の電話勧誘と架空請求の寸劇を交えながら説明しました。最後に「ことわり上手な唄」を参加者全員で合唱して終了しました。

稚内市の出前講座「悪質商法について」の申込み、問い合わせは、稚内市市民生活課 電話(直通)23-6413 まで。



消費生活相談員による「契約」の説明

・・・ **無料法律相談を実施しています!** ・・・

稚内市では、「無料法律相談」を毎月1回、第2日曜日に実施しています。事前に申し込みが必要ですので、相談を希望される方は下記へご連絡ください。

稚内市 市民生活課 生活交通グループ 電話(直通)23-6413